

人権擁護大会フレスキンポジウム

超高齢化社会における消費者被害の予防と救済を考える

日時：2021年5月15日（土）13時00分～15時00分

〔Zoom を活用したオンラインシンポジウムです〕

**参加費
無料です**

高齢者の消費者被害は、増加・深刻化の一途を辿り、効果的な予防と救済が急務となっています。

そして、高齢者の消費者被害を予防・救済するためには、高齢者の生活に密着して活動している方々や行政、弁護士会も含む民間が現場レベルでの関係を構築し、連携していかなければなりません。

ところで、今般、社会福祉法が改正され、「市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築する」ことをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

そこで、今回、社会福祉行政制度や消費行政制度に精通した報告者からの基調報告や、千葉県における現状報告、パネルディスカッションを通じて、「重層的支援体制整備事業」を念頭に置きつつ、千葉県における高齢者の消費者被害の予防・救済の課題や可能性について整理を試みるプレシンポジウムを開催することにいたしました。

皆様のご参加お待ちしております！

主催 千葉県弁護士会
共催 日本弁護士連合会（予定）
関東弁護士会連合会（予定）

【内容】

1. 基調報告

消費者庁地方協力課/厚生労働省社会援護局地域福祉課 各ご担当者様

2. 千葉県における現状報告

3. パネルディスカッション

【申し込み方法】

以下の方法でお申込みください。

申し込みの際には、件名に「参加申込」、本文に「団体名、お名前、メールアドレス」を必ずご記入の上、以下のアドレス宛にお送り下さい。

uesugi-kousuke@sanosogo.com

なお、個別に申込み確認のメールはお送りしませんのでご了承ください。

【締め切り】

5月7日（金）

※Zoomの参加URLは前日までに申し込みの方にご連絡いたします。

※いただいた個人情報はこの企画のみに利用させていただきます。

お問い合わせ：千葉県弁護士会

TEL：043-227-8431

住所：千葉市中央区中央4-13-9